

標 題 : 2024年度診療報酬による賃上げについて
発信番号 : 自治労情報2024第0191号
発信日付 : 2024年11月7日
宛先(団体) :
宛 先 : 各県本部委員長様
送信者(団体) : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

連日のご健闘に心より敬意を表します。

さて、2024年度診療報酬改定による賃上げに際し、賞与等の業績変動部分を除く賃金項目について引き下げてはならないとされていましたが、人事院勧告による地域手当の引き下げや扶養手当の段階的廃止が実施された後の人件費総額が実施前よりも上回っていれば、ベースアップ評価の要件を満たしたものとされたとしました。また、診療報酬による賃上げの実施期限は2024年12月までとなっていました。11月5日疑義解釈(その14)の問4で、2025年3月末までと期限が延長されました。

期限が延長されたことを踏まえ、3月27日の2024年度診療報酬改定による賃上げに関する取り組み方針(自治労情報2024第0069号)をもとに、人事院勧告を上回る賃上げを勝ち取れるよう引き続き取り組みをお願いします。

【本件に関するお問い合わせ】
自治労本部・衛生医療評議会(担当: 平山、蓮見) TEL 03-3263-0622

添付ファイル :
疑義解釈資料の送付について(その14) 2024.11.5.pdf
診療報酬による賃上げの取り組み状況(2024年10月8日時点).docx
2024年度診療報酬改定の概要【賃上げ・基本料の引上げ】(2024.3.5厚生労働省資料から抜粋).pptx